

基山町移住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、基山町に移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅（以下「体験住宅」という。）の設置及びその使用に関し必要な事項を定めることにより、本町への移住の推進を図り、もって本町への人口の流入を促進することを目的とする。

(体験住宅)

第2条 町長は、移住検討者に対し、体験住宅を一定期間貸し付けるものとする。

2 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮浦移住体験住宅	基山町大字宮浦163番地13
小倉移住体験住宅	基山町大字小倉366番地24

(借用対象者)

第3条 体験住宅を借用できる移住検討者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者は成人であること。
- (2) 基山町以外に住所を有する者及びその家族であること。ただし、転勤又は婚姻による転入予定者ではないこと。
- (3) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

(借用申請)

第4条 体験住宅を借用しようとする移住検討者は、町長に対し、基山町体験住宅借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 申請書及び誓約書は、借用する日の14日前までに提出しなければならない。

(借用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、体験住宅の借用を許可したときは基山町体験住宅借用許可通知書（様式第3号。以下「許可書」という。）を、許可しないときは基山町体験住宅借用不許可通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(借用期間等)

第6条 許可書の交付を受けた移住検討者（以下「使用者」という。）が体験住宅を借用することができる期間（以下「借用期間」という。）は、1回当たり1日以上14日以

内とする。

2 体験住宅を借用することができる回数は、同一の利用者につき2回までとする。

(賃借料等)

第7条 体験住宅の賃借料は、無料とする。

2 体験住宅の借用に伴う飲食費並びに消耗品(日常生活に係るものに限る。)及び体験住宅に設置している器具以外の器具に要する費用は、利用者の負担とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、体験住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの家財道具類を適切に取り扱うこと。

(3) 体験住宅周りの清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 体験住宅の借用期間が満了したときは、直ちに体験住宅の鍵を町に返却すること。

(6) その他体験住宅の借用に関し、町が必要と認める事項

(禁止行為)

第9条 利用者は、体験住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(2) 展示会その他これに類する催しを開催すること。

(3) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。

(5) 住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(7) 犬、猫その他の動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他町長が別に認めるものを除く。)を持ち込むこと。

(8) 体験住宅の敷地内における工作物の設置又は改造若しくは改築をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(借用許可の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、借用の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により借用の許可を受けたとき。

(2) この要綱に規定された事項に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が正当な理由があると認めるとき。

2 前項の規定に基づき借用の許可を取り消したときは、基山町体験住宅借用許可取消し通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(明渡し)

第11条 使用者は、借用期間が満了したとき、又は借用の許可が取り消されたときは、直ちに、体験住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該体験住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

(立入り)

第12条 町長は、体験住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の許可なく当該体験住宅及びその敷地に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により体験住宅又は設備若しくは備品を破壊、汚損及び滅失又は光熱水費の過剰使用をしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(免責)

第14条 体験住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、体験住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、体験住宅の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

誓 約 書

私は、移住体験住宅の借用申請に際し、下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合は、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等ではありません。
- 2 申請書に記載した内容に変更がある場合は、速やかに連絡します。
- 3 自らの故意又は過失により体験住宅又は設備若しくは備品を破損、汚損及び滅失又は光熱水費の過剰使用をしたときは、その損害を賠償します。
- 4 その他基山町移住体験事業実施要綱の規定について遵守します。

年 月 日

基山町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

生年月日

年 月 日

第 号
年 月 日

様

基山町長 印

基山町体験住宅借用許可通知書

基山町移住体験事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり体験住宅の借用を許可します。体験住宅の借用に当たっては基山町移住体験事業実施要綱を遵守し、適正に使用してください。

記

1 借用を許可する住宅

2 借用期間 年 月 日から
年 月 日まで（ 日間）

3 利用人数 名

（禁止事項）

使用者は、体験住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはなりません。

- （1） 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- （2） 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- （3） 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- （4） 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- （5） 住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- （6） 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- （7） 犬、猫その他の動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他町長が別に認めるものを除く。）を持ち込むこと。
- （8） 体験住宅の敷地内における工作物の設置又は改造若しくは改築をすること。
- （9） 前に掲げるもののほか、体験住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

第 号
年 月 日

様

基山町長 印

基山町体験住宅借用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった基山町体験住宅借用申請書については基山町移住体験事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり体験住宅の借用を不許可としたので通知します。

記

（不許可の理由）

--

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

基山町長 印

基山町体験住宅借用許可取消し通知書

基山町移住体験事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり体験住宅借用許可を取り消すこととしたので通知します。

つきましては、当該体験住宅及びその敷地を原状に回復し、直ちに明け渡してください。

記

- 1 許可を取り消す住宅
- 2 許可を取り消す理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。